

資料2	障害年金の額改定請求に関する検討会(第1回)
	平成25年9月26日

障害年金の額の改定の見直しについて

障害年金の額の改定の現行の取扱いについて

- 障害年金については、受給権者の障害の程度を診査し、障害の程度（障害等級）に変更があった場合、その程度に応じて年金額の改定が行われる。
具体的には、
 - ① 障害状態確認届（現況届）として診断書の提出を求めた場合
 - ② 障害年金の受給権者が、障害の程度が増進したことによる額の改定の請求を行った場合に障害の程度の診査が行われる。
- 額の改定の請求については、障害年金の受給権を取得した日又は額の改定の診査（①又は②による診査）を受けた日から1年を経過した日以降でなければ行うことができない。（ただし、①による診査の結果、従前の障害等級と変更がなかった場合を除く。）（次ページ参照）

【障害厚生年金に係る改定の請求（実績）】

1. 年間受付件数（平成23年度受付分）

3, 350件（うち、増額改定：2, 241件、増額改定なし：1, 109件）

2. 障害の種類ごとの診査結果の内訳（平成24年3月受付分）

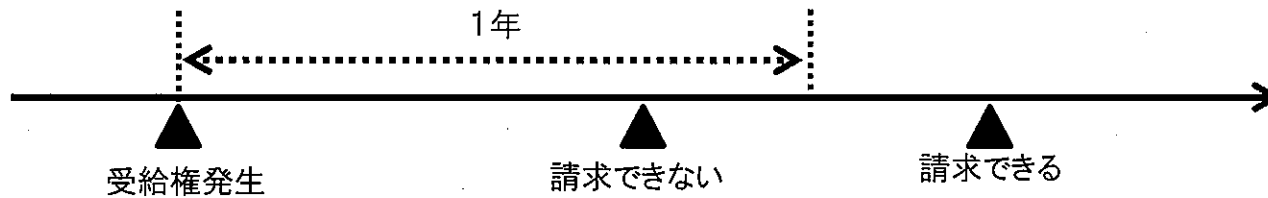
	増額改定	増額改定なし	合計
内部障害	12件	14件	26件
外部障害	35件	27件	62件
併合認定	10件	7件	17件
精神障害	90件	33件	123件
その他(※)	17件	6件	23件
合計	164件	87件	251件

※新たな障害（別疾病）が発生し、併合改定を請求したもの。

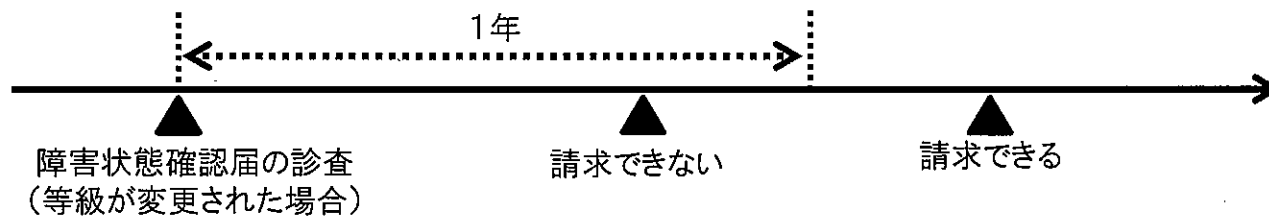
（厚年法第48条第1項または52条の2第1項による請求）

○ 障害年金の額の改定を請求できない場合

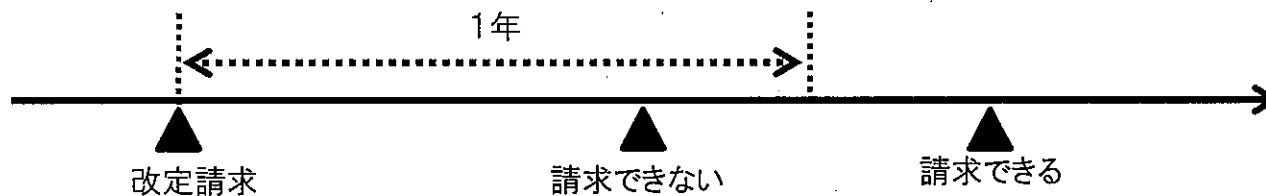
(例1) 年金を受ける権利が発生した日から1年の間



(例2) 障害状態確認届(現況届)を診査し、障害の程度(障害の等級)に変更があった時から1年の間



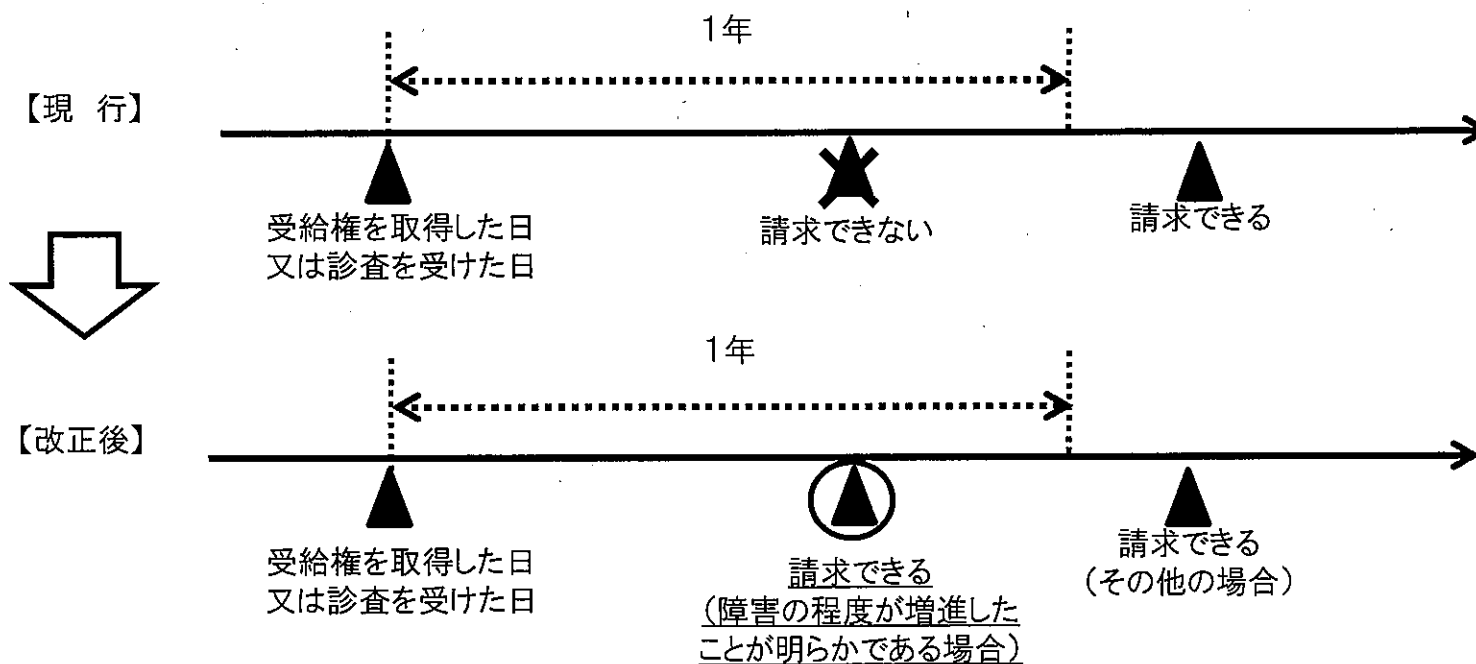
(例3) 障害年金の額の改定の請求を行った日から1年の間



障害年金の額の改定の請求に係る改正について

<改正の概要>

- これまで、障害年金の額の改定の請求については、短期間のうちに障害の程度が変更したとして何度も請求を行うことのないよう、受給権を取得した日又は障害の程度を診査した日から1年の待機期間が設けられていた。
- 今般成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)」により、障害年金の受給権者の「障害の程度が増進したことが明らかである場合」については、1年の待機期間を要しないこととなった。(平成26年4月1日施行)(次ページ参照)
- 「障害の程度が増進したことが明らかである場合」については、具体的な事例を検討し、厚生労働省令で定めることとされている。



国民年金法

(傍線部分は法律改正による追加部分)

(障害の程度が変わった場合の年金額の改定)

第三十四条 厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

2 障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、当該障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、障害基礎年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。

4・5 (略)

6 第一項の規定により障害基礎年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害基礎年金の支給は、改定が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

厚生年金保険法

第五十二条 厚生労働大臣は、障害厚生年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、障害厚生年金の額を改定することができる。

2 障害厚生年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、当該障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、障害厚生年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。

4・5 (略)

6 第一項の規定により障害厚生年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害厚生年金の支給は、改定が行われた月の翌月から始めるものとする。

7 (略)